

平成 27 年 度
第 2 回 定期監査結果報告書

総 務 部

総務契約課

文書情報課

職 員 課

防災安全課

武蔵村山市監査委員



武監発第 36 号
平成27年12月22日

武蔵村山市長
藤野 勝 様

武蔵村山市監査委員 原田 友義

武蔵村山市監査委員 波多野 健

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

平成27年度第2回定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

総務部(総務契約課、文書情報課、職員課、防災安全課)所管の事務

3 監査の範囲

- (1) 予算執行事務(平成27年4月1日から平成27年9月末日までの執行分)
- (2) 物品管理事務
- (3) その他財務に関する事務

4 監査の期間

平成27年10月22日から平成27年12月22日まで

5 説明の聴取

実施月日	監査の対象
11月16日(月)	総務契約課
11月16日(月)	職員課
11月16日(月)	防災安全課
11月20日(金)	文書情報課

6 監査を実施した監査委員

原 田 友 義
波多野 健

7 監査の方法

監査の実施に当たっては、予算執行事務、物品管理事務、その他財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、それぞれ関係職員から事務内容の説明を聴取するとともに、関係書類を検証し事務処理状況を確認した。

第2 監査の結果

1 監査の結果

監査対象とした総務部の総務契約課、文書情報課、職員課及び防災安全課の所管の予算執行状況は別表のとおりで、計数の誤りは認められず、事務事業についても、試査による検証並びに実査の結果、各事務処理状況は適正に処理及び管理がなされており、全般的に「おおむね良好」とであると判断した。

なお、一部に検討等を要する事項が見受けられたので、次に記述する。

2 検討等を要する事項

(1) 時間外勤務の実施状況及び時間外勤務命令簿の勤務内容の記載について (全体)

台帳等の試査において、各課の時間外勤務命令簿を確認したところ、個人・グループ等により、時間外勤務の実績に大きな差が生じている。

職員は、いくつもの業務を担当しているが、グループ制を活用し、時間外勤務が特定のグループや個人に偏ることがないように、互いに協力・連携すべきと考える。

なお、年度当初の時間外勤務命令簿に記載されている業務内容に、具体的でないものも見受けられた。現在は改善されているが、今後も時間外勤務命令簿の業務内容は、具体的、かつ詳細に記載することを徹底していただきたい。

(2) 台帳等への記録記載について(総務契約課)

総務契約課においては、議会との調整、統計調査、庁舎・庁用車等の管理、契約事務さらに他の課に属さないことと、幅広い分野にまたがる業務を段取りよく、適正かつ的確に対応している。

なお、抽出により台帳を確認したところ、記録が鉛筆書きのものがあつた。総務契約課に限らず台帳等について、再度確認を願いたい。

(3) コンピュータに関する情報管理について(文書情報課)

電算室の実査を行い、コンピュータの管理及びセキュリティー体制について、厳重に管理されていることを確認した。

今後、マイナンバー制度が導入されることから、コンピュータに係わる市の情報管理体制の確保に最善を尽くしていただきたい。

(4) 職員自己啓発助成事業の活用及び働きやすい環境づくりについて

(職員課)

職員の自己啓発による能力開発を促進し、職員の資質向上を図ることを目的とした「職員自己啓発助成事業」については、職員の専門的知識の修得や職務に対する意識高揚を図る大変良い事業であるが、実績としての助成件数が低調である。事業内容の検討等による制度の活用を図りたい。

なお、職員課については、今後も健康管理体制の確立や福利厚生の実施、適正な人事配置を図り、全ての職員が健康で、安心して働きやすい環境づくりに一層の努力を願いたい。

(5) 被服貸与簿の様式について(防災安全課)

交通安全や防犯等の団体が行う各種対策事業に対し、対策強化を目的に補助金等の交付及び活動に必要な被服の貸与を行っている。

それぞれ独自の被服貸与規程を整備し、被服貸与簿は、適正に記録かつ管理されていたが、一部の団体の貸与簿に受領者の押印(欄)がないものがあった。貸与を確認するため、貸与簿には、受領者の押印が必要と考える。押印欄を設けるなど検討されたい。

防災安全課においては、今後も、市民及びこれら関係機関と連携、協力し、災害に強い安全で快適なまちづくりの確立に努めていただきたい。

(6) 消防ポンプ自動車の購入について(総務契約課・防災安全課)

平成27年度の消防ポンプ自動車の購入について、市が行った指名業者の選定から入札、落札、契約締結まで、指名競争入札における関係書類の検証を行い、一連の手順等は適正に執行されていることは確認した。

しかしながら、入札結果が前回、前々回と同じであることから、今後の消防ポンプ自動車の購入については、引き続き、入札結果を検証するなど慎重に実施する必要があると考える。

3 まとめ

今回の定期監査において、各担当者から事業執行事務等を審査項目ごとに聴取したところ、総務部は、庁舎の管理、工事請負・物品購入等の契約締結、個人情報保護、情報公開、職員の人事・研修など各部署の適正な執行体制を支えているほか、防犯・防災対策の実施と幅広い分野にまたがり、極めて重要な事務事業を遂行していることを理解したところである。

今後においても、市民の期待に応えるべく、市民の視点に立った効果的かつ効率的なサービスの提供と市民福祉の増進に努められたい。

